

■軽自動車税（種別割）の減免制度について

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、または二輪の小型自動車を4月1日時点で所有している方に課税します。ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳等」といいます。）の交付を受けている方は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。



身体障害者等減免

手帳等の交付を受けている方が、通学、通院、通所、通勤、日常生活のために使用する車両について、一定の要件を満たす場合に、軽自動車税（種別割）を減免する制度です。

■対象 次の①、②の両方に該当する方

①手帳等の交付を受けている

②次の①、②の両方に該当

①車両が次の①、②のいずれかに該当

①手帳等の交付を受けている方が所有している

②手帳等の交付を受けている方と生計を同じくする方が所有している

②運転者が次の①、②、③のいずれかに該当

①手帳等の交付を受けている

②手帳等の交付を受けている方と生計を同じくしている

③手帳等の交付を受けている方を日常的に介護している

※世帯内に運転できる人がいない場合は、世帯の全員が手帳等の交付を受けている場合に限り、運転者が世帯に属していない方であっても、減免を受けることができます。

■必要書類

①軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）、②手帳等の写し、③自動車検査証の写し、④運転免許証の写し、⑤納税義務者の個人番号確認書類（㊦マイナンバーカード）

※運転者が世帯に属していない場合は、別途書類が必要な場合があるため、事前に税務課へご相談ください。

構造減免

障害のある方が利用するための機能を備えた車両（車いす移動車、身体障害者輸送車等）について、軽自動車税（種別割）を減免する制度です。



■対象 障害のある方が利用するための構造を備えた車両の納税義務者

■必要書類

①軽自動車税（種別割）減免申請書（構造減免用）、②自動車検査証の写し、③構造変更の内容を確認できるもの（自動車検査証で確認できる場合は不要）、④納税義務者の個人番号確認書類（㊦マイナンバーカード）

■減免申請期限 5月31日(月)

■申請方法 郵送、持参

※申請に必要な減免申請書（身体障害者等用・構造減免用）は、税務課、市ホームページにあります。

※令和2年度に軽自動車税（種別割）の減免を受けた車両は、令和3年度も引き続き減免が適用されます。

ただし、次の場合は、申請が必要です。

- ・車両の名義を変更した場合
- ・身体障害者等減免について、運転者や障害者の変更がある場合
- ・新しい車両で減免を受ける場合

㊦総務財政部税務課（庁舎1階） 担当：清水侑紀 ☎43-0397
〒673-1493 加東市社50

■市税納期限のご案内

令和3年度の市税の納期限は下表のとおりです。

	全期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
軽自動車税（種別割）	5月31日(月)								
固定資産税・都市計画税		5月31日(月)	8月2日(月)	9月30日(木)	11月30日(火)				
市民税・県民税 ※普通徴収		6月30日(水)	8月31日(火)	11月1日(月)	12月27日(月)				
国民健康保険税		8月2日(月)	8月31日(火)	9月30日(木)	11月1日(月)	11月30日(火)	12月27日(月)	令和4年1月31日(月)	2月28日(月)

市税の納付方法

①口座振替

口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関等へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。

一度手続きいただくと、翌年以降も継続して自動的に口座から引き落とされます。

※納期限の日が振替日となりますので、預金残高の確認をお願いします。

②納付書払い

口座振替の届出をされていない方には、納付書をお送りします。

次の①～④の納付場所や方法で上記の税目の市税を納めることができます。

①納付書裏面に記載のある市税取扱金融機関

※三菱UFJ銀行での納付書払いの取扱いは、令和3年3月31日に終了しました。

②納付書裏面に記載のあるコンビニエンスストア

※納付できる金額の上限は、納付書1枚当たり30万円です。

③スマートフォン決済サービス（アプリ）

次のスマートフォン決済サービスで、市税を納めることができます。

ただし、決済サービスごとに納付書1枚当たりの納付上限額が異なります。

□納付上限額が30万円

PayB、楽天銀行コンビニ支払いサービス、LINE Pay、PayPay、銀行Pay（ゆうちょPay等）

□納付上限額が25万円

au PAY

④加東市役所

会計課に納付書をお持ちいただくと、市税を納めることができます。

また、火曜日の17時15分から19時15分までは、市民課でも市税を納めることができます。

督促について

納期限までに市税が納められていない場合は、納期限後20日以内に「督促状」を送送します。

本来納めるべき税額に加え、督促状1通につき、100円の督促手数料を納付いただきます。

延滞金について

納期限を過ぎてから納付すると、本来納めるべき税額に加え、経過期間に応じた延滞金も発生します。

㊦総務財政部税務課（庁舎1階） 担当：岩崎友哉 ☎43-0398

自動車税種別割の納期限は

5月31日(月)

㊦兵庫県加東県税事務所 ☎42-9331

お近くの金融機関、郵便局、県指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応ATM、県税事務所で納めていただけます。また、窓口以外では、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ、インターネットバンキングを使って納付することもできます。